

## 京都市PTA連絡協議会会則

### (名称)

第1条 本会は、京都市PTA連絡協議会と称する。

2 本会は、京都市教育委員会生涯学習部気付とし、事務局を京都市生涯学習総合センター2階（京都アスニー）に置く。

### (構成団体)

第2条 本会は、次の各号に掲げる団体をもって構成する。

- (1) 京都市立幼稚園PTA連絡協議会
- (2) 京都市小学校PTA連絡協議会
- (3) 京都市立中学校PTA連絡協議会
- (4) 京都市立高等学校PTA連絡協議会
- (5) 京都市立総合支援学校PTA連絡協議会

### (目的)

第3条 本会は、各構成団体の連絡を密にし、その発展に寄与することを目的とする。

### (役員)

第4条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 庶務 3名
- (4) 会計 2名

### (役員の仕事)

第5条 役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第2条第2号又は第3号に掲げる団体の会長をもって充てられた副会長が、その仕事を代理する。この場合において、当該副会長が会長の仕事を代理できないときは、役員会において他の役員の中から会長の仕事を代理する者を選出する。
- (3) 庶務は、庶務一切をつかさどる。
- (4) 会計は、会計事務一切をつかさどる。

### (役員を選出)

第6条 会長の選出は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 会長は、推薦委員会の推薦に基づき選考し、理事会の承認をもって決定する。
  - (2) 推薦委員会は、前年度役員をもって構成する。
- 2 会長は、次の各号に掲げる事項を満たした者とする。
- (1) 京都市立小学校又は中学校若しくは義務教育学校に在籍する児童又は生徒の保護者の資格を有し、PTA会員である者
  - (2) 前年度までに第8条に掲げる理事の経験を有する者。ただし、第2条に定める構成団体の会長（以下「校種別会長」という。）が会長に選出された場合は、この限りではない。
- 3 会長以外の役員を選出は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 副会長は、校種別会長をもって充てる。ただし、校種別会長が会長に選出された場合を除くものとする。
  - (2) 庶務及び会計は、各構成団体から各1名ずつ選出された5名の理事の協議により定める。

(役員会)

第7条 役員会は、役員をもって構成し、理事会に提出する原案を作成、理事会からの委任事項及び緊急事項について処理する。

(理事)

第8条 理事は、校種別会長を含め、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 京都市立幼稚園PTA連絡協議会 5名
- (2) 京都市小学校PTA連絡協議会の役員
- (3) 京都市立中学校PTA連絡協議会の役員
- (4) 京都市立高等学校PTA連絡協議会 5名
- (5) 京都市立総合支援学校PTA連絡協議会 5名

(理事会)

第9条 理事会は、役員及び理事をもって構成し、本会の会則変更のほか、第3条の目的を達成するために必要な事項について審議決定する。

- 2 前項の審議決定は、役員会が必要があると認めるときは、書面や電磁的方法により行うことができる。
- 3 理事会の日時及び場所その他必要な事項は、役員会が定める。

(常置委員会)

第10条 本会は、次の各号に掲げる常置委員会を置くことができるものとし、それぞれに掲げる事業を行うものとする。

- (1) 研修委員会 教育環境及び研修に関すること
  - (2) 広報委員会 本会に係る情報の受発信に関すること
- 2 常置委員会の構成その他必要な事項は、役員会が定める。

(会計監査)

第11条 本会の経理を監査するため、2名の会計監査を置き、会計の属する構成団体以外の構成団体に属する理事の中から選出する。

(役員等の任期)

第12条 本会の役員、理事及び会計監査の任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長の任期は、原則第14条に定める会計年度と同一とする。ただし、再任は妨げないが、最長2年とする。
- (2) 会長以外の本会の役員、理事及び会計監査の任期は、第14条に規定する会計年度と同一とする。

(経費)

第13条 本会の経費は、負担金及びその他収入による。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(会則改正)

第15条 本会の会則は、理事会において、5分の1以上の出席により、出席者の3分の2以上の同意によって改正することができる。

(附則)

- 1 この会則は、昭和53年9月5日より施行し、昭和53年6月1日に遡って適用する。
- 2 この会則による改正後の規定は、令和4年12月2日より施行する。
  - 改正 平成12年2月21日
  - 改正 平成17年9月26日
  - 改正 平成19年5月21日
  - 改正 平成21年5月20日

改正 平成27年5月18日

改正 令和3年3月3日

改正 令和4年12月2日